



「〇〇少年」と呼ばれて・・・

授業科目：相談援助

1 班：天野・説田・野村・服部・荒木

<少年のプロフィール例>



- ・ 14歳の中学3年生男子
- ・ 一人っ子
- ・ 2年生の頃、親が離婚
→ママ（41）と二人暮らし

<少年が起こした事件例>

お店で万引きをしたところ、逃げようとしたが店員に捕まり警察に連れて行かれる。
それから少年は**家庭裁判所**から**少年鑑別所**に行く。その後、**家庭裁判所調査官**との面接が始まる。

★家庭裁判所とは??

家事事件と少年事件を専門的に扱う裁判所。少年が起こした事件（万引き）

→少年事件：少年法その他の法律で定める20歳未満の非行少年、つまり罪を犯す恐れのある少年などの事件。

★少年鑑別所ってどんなところ??

少年が非行に走った原因・動機また、今後どのようにすれば更生できるかなどを**医学・心理学・社会学・教育学・人間科学**など**専門的な知識や技術によって明らかにしていく**。

その結果を家庭裁判所に送付→指導・援助していく。

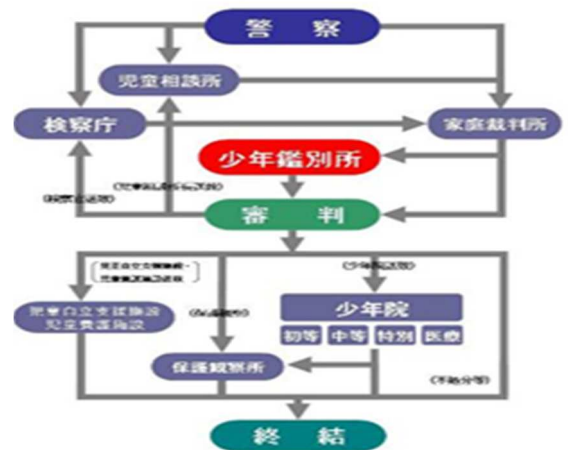
その際、家庭裁判所調査官が少年と面接を複数回し重要な書類にする。その後、処遇決定を決めるのに

家庭裁判所調査官との面接は大きな影響を与える。

※少年院と鑑別所の違い

鑑別所：少年と社会から隔離した上での矯正教育が必要か否かを**判断する施設**。

少年院：鑑別結果などから「社会での更生は難しい」と判断された場合に送致される**矯正施設**。



少年審判と処遇の流れ

★家庭裁判所調査官って??

少年保護施設における少年や家庭の問題の現地調査・把握などが主な仕事である。

少年事件では少年とその保護者とあつて事情を聴くなどをして調査を行う。

少年が立ち直るために必要な方策を検討し裁判官に報告する。その報告に基づいて裁判官は最も適切な解決に向けて審判を行う。

<まとめ>

ソーシャルワーカーの支援

- ① 罪を償わなければいけないことを伝えると同時に一緒に向き合っていく態度。
- ② 両親に対しては優しくいさめ、一緒に乗り越えるためのアドバイスをする。
- ③ 少年を取り巻く人間関係・家族・地域の問題や歴史、心身にも目を向け問題を整理する。

